

○士別地方消防事務組合軽微な工事に該当する消防用設備等

令和4年10月1日

告示 第4号

(目的)

第1条 この告示は、消防法(昭和23年法律第186号)第17条第3項第2号の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査(以下「届出等」という。)において、消防用設備等に係る届出等に関する運用について(平成9年12月5日消防予第192号)で定める軽微な工事に該当するもののほか、消防設備士によらずとも工事可能な消防用設備等として本告示に定める基準により運用するものとする。

(軽微な工事に該当する消防用設備等)

第2条 次に掲げる消防用設備等に係る届出等について、消防用設備等に係る届出等に関する運用について(平成9年12月5日消防予第192号)で定める軽微な工事に別表を含むものとする。

- (1) 消火器
- (2) 誘導灯または誘導標識

(制限規定)

第3条

1 現に存する消火器を取替える場合に限り、同等またはそれ以上の能力を有するもので設置場所に変更が無いものに限り届出等については省略できるものとする。

ただし、消防用設備等検査済証を求める場合については、当該防火対象物の面積にかかわらず設置届の提出を必要とするものとする。

- (1)設置届にあわせて消火器設置明細書、試験結果報告書、設置状況写真、設置場所平面図を添付することで現地調査を省略できるものとする。
- (2)同時に交換する上限数量については定めない。

2 現に存する誘導灯及び誘導標識を取替える場合に限り、同等またはそれ以上の性能を有し設置場所に変更が無いもので、かつ配線等に変更が無いものに限り次の各号に定める運用とする。

ただし、消防用設備等設置届は省略できないものとする。

- (1)設置届にあわせて機器諸元表、試験結果報告書、設置状況写真、設置場所平面図を添付することで現地調査を省略できるものとする。
- (2)同時に交換する上限数量については定めない。

附 則

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

別表

(軽微な工事に該当となる消防用設備等)

※表中「×」は該当しないもの

| | 増設 | 移設 | 取替え | 改造 | 補修または撤去 |
|------------|----|----|---|----|-------------------|
| 消火器 | × | × | ○ 現に存する消火器を取替える場合に限り、同等またはそれ以上の能力を有するもので設置場所に変更が無いもの 設置届の省略可 | × | 取替えと同様 設置届の省略可 |
| 誘導灯または誘導標識 | × | × | ○ 現に存する誘導灯及び誘導標識を取替える場合に限り、同等またはそれ以上の性能を有し設置場所に変更が無いもので、かつ配線等に変更が無いもの 設置届の省略不可 | × | 取替えと同様 設置届の省略可 |

消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事の区分

増設

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器、装置等の一部を付加することをいう。

移設

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器、装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換することをいう。

改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器、装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能、性能等を変えることをいい、取替えに該当するものを除く。

補修

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能、性能等を有する状態に修復することをいう。

撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。